

労働者派遣法の派遣労働者保護法への抜本改正を直ちに実現することを求める決議

民主・社民・国民の3党は連立政権の成立にあたって9月10日に3党政策合意を確認したが、同合意では、「6、雇用対策の強化―労働者派遣法の抜本改正―」として、「『日雇い派遣』『スポット派遣』の禁止のみならず、『登録型派遣』は原則禁止して安定した雇用とする。製造業派遣も原則禁止する。違法派遣の場合の『直接雇用みなし制度』の創設、マージン率の情報公開など、『派遣業法』から『派遣労働者保護法』にあらためる。」「男・女・正規・非正規間の均等待遇の実現を図る。」と合意している。この3党政策合意は、「製造業派遣を全面禁止しない」、「マージン率の上限規制をしない」などの不十分さを有しているが、労働者派遣法の抜本改正に向けて大きな意義を有するものである。

3党政策合意を受けて、長妻昭厚生労働大臣は、10月7日、労働政策審議会に対して、「今後の労働者派遣制度の在り方について」諮問した。この諮問では、「上記の法律案（自公政府法律案）において措置することとしていた事項のほか、製造業務への派遣や登録型派遣の今後の在り方、違法派遣の場合の派遣先との雇用契約の成立促進等、派遣労働者の雇用の安定その他福祉の増進のために追加的に措置すべき事項についても検討を行い、改めて法律案を提出する必要があるが生じている。」と、諮問の意義を明らかにしている。

上記3党政策合意と労働政策審議会への諮問内容からして、労働者派遣法の派遣労働者保護法への抜本改正は早期に実現できるものと期待されるところである。ところが、その期待に反して、10月7日から開始された労働政策審議会の審議では、労働者委員の「派遣法を大胆に見直し、国民が幸せに働ける方向を示すべきだ」などの主張に対して、使用者委員は、「コスト増で国際競争力が失われれば、製造拠点の海外移転に拍車がかかる」、「製造業派遣原則禁止は職業選択の自由を侵害し、憲法違反」などと主張して、労働者派遣法の改正に反対している。公益委員も、「いまが規制強化のタイミングなのか不安を持っている。製造業派遣を禁止すれば、企業は正社員を雇うようになるのかもしれない」などと言って、改正に消極的な姿勢を示している。

厚生労働省の発表によると、昨年10月から今年12月末までの失職・失職予定者は23万9752人にのぼり、そのうち派遣労働者が14万1616人と6割を占めている。しかも、14万1616人のうち中途解除が6万1796人と違法解雇が横行している。このような事態を見る時、労働者派遣法の抜本改正は、一刻の猶予も許されない。

自由法曹団は、「①労働者派遣は、『臨時的・一時的なものであり、常用雇用の代替にはならない』との原則を明記すること ②日雇い派遣の全面禁止 ③登録型派遣は通訳などの専門性の高い業務以外は禁止すること ④製造業派遣の全面禁止 ⑤偽装請負等の違法派遣があった場合『派遣先企業との間に期間の定めのない雇用契約が成立したものとみなす』こと ⑥派遣労働者の派遣先企業の労働者との均等待遇、⑦マージン率の上限規制、⑧派遣労働者の労働組合に対する派遣先企業の団体交渉応諾義務の明記」等の抜本改正を直ちに実現し、労働者派遣法を派遣労働者保護法へ速やかに改正することを強く要求するものである。

2009年10月26日

自由法曹団2009年総会